

まつしげクールオアシス実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町民等が猛暑から生命や健康を守るために、町内事業者等の協力のもと、外出先の一時避難所として、暑さをしのげる涼しい空間（以下「まつしげクールオアシス」という。）を利用できるように必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第 2 条 まつしげクールオアシスに協力する施設、店舗等（以下「協力施設」という。）は、次に掲げる内容を実施するものとする。

- (1) まつしげクールオアシスの協力標識の掲示
- (2) 無料での冷房のある空間の提供
- (3) 可能な範囲で、休息スペースや椅子等の提供

(協力施設の届出等)

第 3 条 協力施設の運営事業者（以下「届出者」という。）は、あらかじめまつしげクールオアシス協力届出書（様式第 1 号。以下「協力届出書」という。）を松茂町に提出するものとする。

- 2 松茂町は、前項の規定に基づき提出を受けた協力届出書が適当と認めたときは、届出者をまつしげクールオアシスに登録し、協力標識を提供すると共に、協力施設の名称及び所在地、その他必要な事項を松茂町ホームページで公表する。
- 3 届出者は、松茂町が提供した協力標識を町民等から見やすい場所に掲示するものとする。
- 4 届出者は、協力施設においてまつしげクールオアシスを実施する為にかかる費用を負担するものとする。

(協力施設の変更等)

第 4 条 届出者は、協力施設を変更するとき（廃止するときを含む。）は、まつしげクールオアシス協力届出内容変更・廃止届（様式第 2 号）を松茂町に提出するものとする。

- 2 松茂町は、前項の届出に係る変更（廃止を含む。）が適当と認めたときは、これを松茂町ホームページで公表する。

(実施期間・実施時間)

第 5 条 まつしげクールオアシスの実施期間は、毎年 5 月から 9 月末までを基本とし、実施年度の暑さを鑑みて松茂町が決定し、松茂町ホームページで公表する。

- 2 実施時間は、協力施設の営業時間内とし、一時避難の時間は、20 分程度を目安とする。

(協力施設の参加要件)

第 6 条 届出者又は協力施設が、この要綱を遵守しないとき又は次の各号のいずれかに該当する場合は、松茂町は当該協力施設を協力施設として認めない。

- (1) 届出者又は団体たる届出者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成

員等が、松茂町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 19 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等又は暴力団と密接な関係を有する者である場合。

(2) 届出者又は団体たる届出者が、破産し、又は解散した場合。

(3) その他、松茂町がまつしげクールオアシスの協力施設として不適切であると判断する場合。

2 まつしげクールオアシスに参加後に、届出者又は協力施設が、前項の規定に該当することが認められた場合は、松茂町は、協力施設の登録を取り消すことができる。

3 松茂町は、前項の規定により協力施設を取り消したときは、届出者に通知し、松茂町ホームページでの公表を取りやめる。

4 前項の規定により松茂町が届出者に通知したときは、協力施設は、協力標識の掲示を取りやめなければならない。

（利用規則）

第 7 条 まつしげクールオアシスの利用者は、届出者が定める協力施設の運営ルールを遵守し、協力施設に迷惑となる行為を行ってはならない。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。